

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画編

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画編

今世紀前半にも発生が懸念されている南海トラフ地震について、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等、当該地域における地震防災対策について定める。

付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画編	
第 1 章 総 則	
第 1 節	推進計画の目的……………付 2-1
第 2 節	推進計画の性格と役割……………付 2-1
第 3 節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱……………付 2-1
第 2 章 災害対策本部の設置等	
第 1 節	災害対策本部の設置等……………付 2-2
第 2 節	本部等の組織及び運営……………付 2-2
第 3 節	災害応急対策要員の参集……………付 2-2
第 3 章 地震発生時の応急対策等	
第 1 節	地震発生時の応急対策……………付 2-3
第 2 節	資機材、人員等の配備手配……………付 2-5
第 3 節	他機関に対する応援要請等……………付 2-6
第 4 章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項	
第 5 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	
第 1 節	施設等の整備方針……………付 2-10
第 2 節	建築物、構造物等の耐震化……………付 2-10
第 3 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備……………付 2-11
第 6 章 防災訓練計画	
第 1 節	南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施……………付 2-13
第 2 節	学校における防災訓練の実施……………付 2-13
第 7 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	

第 1 節	地域防災力の向上 ……………	付 2-14
第 2 節	地域防災上必要な教育及び広報に関する計画……………	付 2-15
第 8 章 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止		
第 1 節	南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応……………	付 2-18
第 2 節	南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合への対応……………	付 2-18

第 1 章 総 則

第 1 節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお、本市は、法第 3 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年内閣府告示第 21 号において、南海トラフ地震が発生した場合、市域に震度 6 弱以上の地域が生じるとの指定要件で、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された。

第 2 節 推進計画の性格と役割

- (1) この計画は、南海トラフ地震災害に関して、府、市その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、河内長野市地域防災計画の付編 2 として作成する。
- (3) この計画は、国の南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）、大阪府の南海トラフ地震防災対策推進計画を踏まえて作成する。
- (4) この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。
 - ア 市、その他防災関係機関において、この計画の推進のための細目の作成にあたっての指針となること。
 - イ 一定の事業者において、南海トラフ地震を想定した防災計画等の作成にあたっての参考となること。

第 3 節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

「防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱」は、本計画第 1 編 総則 第 3 章 第 1 節「防災関係機関の業務大綱」に準ずる。

第2章 災害対策本部の設置等

【総務部本部班、各部】

第1節 災害対策本部の設置等

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに河内長野市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下「本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

第2節 本部等の組織及び運営

本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、河内長野市災害対策本部条例及び本計画第3編 災害応急対策編 第1章 第1節「2. 災害対策本部を設置・運営する」に準ずる。

なお、本部長（市長）に事故等あるときの指揮順位は、次の通りとする。

順位	代理者
1	危機管理課担当副市長
2	その他の副市長
3	教育長

第3節 災害応急対策要員の参集

1 参集・配備計画

災害応急対策要員の参集・配備は、本計画第3編 応急対策編 第1章 第1節「3. 職員を動員配備する(地震)」に準ずる。

なお、勤務時間外に南海トラフ地震又は当該地震と判定され得る規模の地震が発生したと判断したときは、各部長は、通常の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、職員の登庁状況に合わせ勤務時間外の過渡的措置として、順次応急的な班編成を行い、正規の班編成と異なる体制をもって緊急の応急対策活動を実施する。

2 自主参集

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努める。

第 3 章 地震発生時の応急対策等

第 1 節 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達

【総務部本部班、各部】

市は、市内防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

その際、本部会議において、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害であると判断された場合は、至急その旨を府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努める。

震災時における通信連絡その他必要な事項は、本計画第 3 編・応急対策編 第 3 章 第 1 節「地震に関する情報を収集・伝達する」に準ずる。

なお、地震や被災状況等の情報の収集・伝達については、被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることも考慮し、一つの手段に支障がでてでも対応できるように支援体制をとるとともに、多ルート化を図っておく。

2 消火活動・救助救急活動・医療活動

【消防部、医療・福祉部】

消火活動・救助救急活動・医療活動は、本計画第 3 編 災害応急対策編 第 5 章 第 1 節「消防・救助活動を実施する」及び、第 2 節「医療救護を実施する」に準ずる。

3 輸送活動

【交通・住宅部】

本計画第 3 編 災害応急対策編第 6 章「第 1 節 緊急輸送計画」に準ずる。

4 物資調達

【食糧日用品部】

(1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために、必要な食糧、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成する。

(2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておく。

- (3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、府に対して、その不足分の供給の要請を行う。

5 施設の緊急点検・巡視

【交通・住宅部、各施設所管部】

市は、必要に応じて、河川堤防、ポンプ場、通信施設等、その他特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設や土砂災害危険箇所の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

6 二次災害防止等

【交通・住宅部、各施設所管部、消防部、関係機関】

市、関係事業者等は、地震による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、市は、府の助言を得て、倒壊物の飛散等による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずる。

なお、これらの活動にあたっては、要員の安全確保に配慮する。

7 保健衛生活動・防疫活動

【環境部】

本計画第3編 災害応急対策編第15章 2節「防疫・し尿処理を行う」に準ずる。

8 帰宅困難者対策

【生活部】

大規模地震等により交通機能が停止した場合、市内の駅等において、帰宅困難者が多数滞留する可能性があるため、市は公共交通機関や事業者と連携して、帰宅困難者への情報提供や帰宅支援策等について、検討する。

第 2 節 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

【総務部、各部】

(1) 災害応急対策に必要な次の物資、資機材の確保

市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

用途のめやす	品目のめやす
事務処理設備	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
情報収集・連絡手段	ラジオ、TV、携帯電話、拡声器、広報車
移動・移送手段	トラック、車両、オートバイ、自転車
照明、電源	ライト、ランプ、発電機、電池、燃料
施設等における障害物の除去手段	重機類

(2) 府に対する物資等の供給要請

市は、府に対し、物資等の確保状況を速やかに報告する。また、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅客、ドライバー等（以下「旅客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等が不足する場合は、府が保有する物資等の払出し等の措置及び市町村間のあっせん等を要請する。

2 人員の配備

【総務部本部班】

市は、府に対し、人員の配備状況を速やかに報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

【関係機関】

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

(2) 具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3節 他機関に対する応援要請等

1 応援協定の運用

【総務部本部班、消防部】

市は、必要があるときは、他の市町村と締結している次の応援協定に従い応援を要請する。

() : 協定締結部署

協定名称	締結先市町村等名
大阪府中ブロック 消防相互応援協定 (消防本部)	富田林市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、 河内長野市
富田林市・河内長野市 消防相互応援協定 (消防本部)	富田林市、 河内長野市
大阪市・河内長野市 航空消防応援協定 (消防本部)	大阪市、 河内長野市
河内長野市・和泉市 消防相互応援協定 (消防本部)	和泉市、 河内長野市
河内長野市・堺市 消防相互応援協定 (消防本部)	堺市、 河内長野市
阪奈（金剛・葛城・生駒山系） 林野火災消防相互応援協定 (消防本部)	<大阪府側>八尾市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、 河内長野市 <奈良県側>奈良県広域消防組合
阪和林野火災消防相互応援協定 (消防本部)	<大阪府側>岸和田市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、泉南市、阪南市、岬町、泉州南消防組合、 河内長野市 <和歌山県側>和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、那賀消防組合、伊都消防組合
大阪府下広域消防相互応援協定 (消防本部)	大阪府下各市町（消防の一部事務組合にあっては、当該組合を含む。）
災害時相互応援協定 (危機管理課)	<中河内及び南河内9市2町1村> 八尾市、東大阪市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、 河内長野市 、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
災害時相互応援協定 (危機管理課)	<堺市及び南河内地域6市2町1村> 堺市、富田林市、 河内長野市 、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村

災害時における相互応援協定 (危機管理課)	橋本市、五條市、 河内長野市
災害時における 河内長野市と府外市町との 相互応援に関する協定 (危機管理課)	河内長野市 、多治見市、米子市、王寺町、平群町
広域的相互応援協定 (危機管理課)	八尾市、東大阪市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、 河内長野市 、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
大阪広域水道震災対策 相互応援協定 (水道事業部)	大阪府、 大阪府広域水道企業団 、大阪府内 42 市町村（ 大阪市 除く）、 泉北水道企業団
河内長野市水道事業・ 富田林市水道事業災害 相互応援に関する協定書 (水道事業部)	河内長野市 、富田林市
河内長野市・大阪市 水道事業にかかる災害時相互 応援に関する実施協定書 (水道事業部)	河内長野市 、大阪市
河内長野市・大阪市 水道事業にかかる技術協力に 関する連携協定書 (水道事業部)	河内長野市 、大阪市
大阪狭山市、河内長野市 水道事業の災害相互応援に 関する協定書 (水道事業部)	大阪狭山市、 河内長野市

2 自衛隊の災害派遣要請の要求等

【総務部本部班】

市は、必要があるときは、府に対し、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第 37 普通科連隊長又は第 3 師団長等に対する自衛隊災害派遣要請を要求する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容

(4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊への災害派遣に関する事項については、本計画第3編 災害応急対策編第2章 第2節「自衛隊に災害派遣を要請する」に準ずる。

3 消防、警察の広域応援の受入れ

【総務部本部班、消防部】

市は、消防、警察の広域応援の受入れについて、府から指示があったときは、連絡担当要員の派遣、集結拠点の確保等受入れ体制の確保に努める。

第 4 章 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

【総務部本部班】

本市は海岸を有しないため、法第 10 条の規定に基づく、南海トラフ地震に伴い津波が発生した場合に特に著しい津波災害が生ずるおそれがあるために津波避難対策を特別に強化すべき地域（南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域）は存在しない。

ただし、津波防災地域づくりに関する法律第 8 条第 1 項に基づき、府内には、大阪市（北区、旭区、都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、浪速区、西淀川区、淀川区、城東区、鶴見区、住之江区、住吉区、西成区）、堺市（堺区、西区）、岸和田市、豊中市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町、岬町の 11 市 3 町に津波浸水想定区域が設定されており、通勤・通学、訪問等により、市民が被災する可能性が考えられる。

そのため、市は、職員・市民に対して、以下の通り必要な防災教育を行い、津波からの円滑な避難の確保に資するよう努める。

- 1 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波の状況
- 2 地震・津波に関する一般的な知識
- 3 津波危険のある海岸部等において、地震発生に遭遇した場合に具体的に取るべき行動

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【交通・住宅部、避難・福祉部、各施設所管部】

第1節 施設等の整備方針

- (1) 市は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し実施する。
- (2) 市は、施設整備の年次計画の策定に当たっては、南海トラフ地震その他の地震に対する防災効果を考慮する。
- (3) 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。
- (4) 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

第2節 建築物、構造物等の耐震化

1 市施設の耐震化

市は、庁舎、消防本部等災害時の拠点となる施設や多数の者の利用に供する施設等の市有の施設について、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に行う。

2 一般建築物耐震化の促進

府、市は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

その他一般建築物の耐震性強化に関する事項は、本計画第2編災害予防対策編 第2章 第2節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところによる。

第3節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

1 避難地

一次避難地、広域避難地の整備は、本計画第2編災害予防対策編 第3章 第7節「避難収容体制を整備する」の定めるところにより行う。

2 避難路

避難路の整備は、本計画第2編災害予防対策編 第3章 第7節「避難収容体制を整備する」の定めるところにより行う。

3 消防用施設等の整備

消防用施設及び消防用資機材の整備は、本計画第2編災害予防対策編、第3章 第3節「消防・救急救助体制を確保する」の定めるところにより行う。

4 消防活動用道路の整備

消防活動用道路の整備は、本計画第2編災害予防対策編 第2章 第2節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところにより行う。

5 老朽住宅密集地の整備

老朽住宅密集地の整備は、大阪府第六次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画第2編災害予防対策編 第2章 第2節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところにより行う。

6 緊急交通路の整備

緊急交通路の整備は、本計画第2編災害予防対策編 第3章 第5節「緊急輸送体制を整備する」の定めるところにより行う。

7 社会福祉施設における整備

社会福祉施設における整備は、本計画第2編災害予防対策編 第3章 第6節「要配慮者、避難行動要支援者の支援体制を推進する」の定めるところにより行う。

8 公立小・中学校等における整備

公立小・中学校等における整備は、大阪府第六次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画第2編災害予防対策編第2章 第2節「建築物の耐震対策を強化する」の定めるところにより行う。

9 飲料水を確保する施設の整備

飲料水施設の整備は、大阪府第六次地震防災緊急事業五箇年計画及び本計画第2編 災害予防対策編 第3章 第10節「生活物資の備蓄体制を整備する」の定めるところにより行う。

10 その他

その他の地震防災上必要な施設等の整備については、本計画第2編 災害予防対策編の定めるところにより行う。

第 6 章 防災訓練計画

第 1 節 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

【全部局】

- (1) 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び市民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の防災訓練は、年 1 回以上実施する。
- (3) (1)の防災訓練は、南海トラフ地震発生に関する情報の収集・連絡その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し必要に応じて助言と指導を求める。
- (5) 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような、より具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 南海トラフ地震に関連する情報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に府及び防災関係機関に伝達する訓練
 - オ 緊急地震速報を見聞きした場合を想定した訓練

第 2 節 学校における防災訓練の実施

【教育委員会・危機管理課】

- (1) 地域、保護者と連携した防災訓練に配慮する。
- (2) 避難訓練を実施する際には、児童・生徒が支援する必要がある児童・生徒と一緒に避難することができるよう配慮する。
- (3) 自然学校、校外学習等で（市外の）海浜部を利用する場合は、津波防災学習や訓練を実施するよう努める。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地域防災力の向上

【全部局】

1 家庭での防災対策の周知徹底

市は、市の有する様々な広報手段、知識普及機会を活用し、市民に対し、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において、自ら災害に備えるための手段を講じるよう、以下について、その周知徹底に努める。

(1) 事前の備え

ア すまいの安全のチェック

- ・ 専門家による住宅の耐震診断を受け、必要に応じて耐震補強を行う。
- ・ 家具の転倒防止対策等を実施する。

イ 家庭での防災会議の開催

定期的に家族で話し合いの場を持ち、非常持ち出し品の搬出や火の始末などの役割分担を行い、避難所や避難路を確認しておく。また、家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害用伝言ダイヤルの利用など）や最終的な集合場所も決めておく。

ウ 防災知識・技術の修得

消火・救急救助訓練などの各種講座に参加したりして防災関連知識・技術を習得する。

エ 備蓄品・非常持ち出し品の準備

食糧や水を備蓄する場合は、家族構成を考えて最低7日分を備蓄する。また、避難所などでの生活を想定し、必要最低限の衣類や医薬品などを準備し、リュックなどに入れて持ち出しやすい場所に置いておく。

(2) 災害時の行動に関する心構え

ア 地震発生直後は、布団などで頭を保護し、机の下などで身を守る。

イ あわてて外に飛び出さない。

ウ 揺れが収まった後、火もとの始末を確認する。

エ 避難する場合は、家に避難先、安否情報のメモを残す。

オ ブロック塀には近づかない。

カ 靴を履いて外に出る。

キ 自動車では避難しない。

(3) 地域での防災活動への積極的参加

市民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。その具体的な内容については、本計画第2編・災害予防対策編第1章「第1節 自主防災体制を整備(支援)する」に準ずる。

2 企業の防災活動の促進

企業においても、災害時に果たす役割（従業員・顧客の安全、二次災害の防止、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、各企業において事業継続計画（BCP）や災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努める。その具体的内容は、大阪府地域防災計画災害予防対策第 2 章第 2 節の第 3 「事業者による自主防災体制の整備」に準ずる。

3 市の措置

市は、府と連携し、自主防災組織の育成、企業等の地域防災活動への参画促進等地域防災力を向上させるために必要な措置をとる。その具体的な内容については、本計画第 2 編・災害予防対策編第 1 章「第 1 節 自主防災体制を整備(支援)する」に準ずる。

第 2 節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【全部局】

1 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各部課、各機関で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識
- (2) 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容
- (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

2 住民等に対する教育及び広報

- (1) 市は、市民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業者等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。また、自主防災組織の活動を活発にするため、中核となる防災リーダーの育成を図る。
- (3) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。
 - ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動（及び必要に応じて津波）に関する知識
 - イ 地震（及び必要に応じて津波）に関する一般的な知識
 - ウ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、避難行動要支援者への配慮、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - エ 正確な情報入手の方法
 - オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - カ 各地区における災害危険箇所（土砂災害危険箇所、既往災害箇所、浸水想定区域、軟弱地盤等）に関する知識
 - キ 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - ク 平素市民が実施し得る応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - ケ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
 - コ 南海トラフ地震発生時における自動車運転者が措置すべき事項
 - サ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (4) 市は、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。
- (5) 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- (6) 市は、府及びその他関係機関と連携し、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布し、避難誘導看板を設置するなどして、要避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう留意する。

3 児童、生徒等に対する教育

小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 過去の地震（及び必要に応じて津波災害）の実態
- (2) 地震（及び必要に応じて津波）が発生した場合の対処の仕方
- (3) 緊急地震速報を見聞きした場合の対処の仕方

4 防災上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、府、市が実施する研修に参加するよう努める。府、市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

5 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第8章 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止

【総務部本部班、各部】

第1節 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応

1 対応方針

- (1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、市民意識の啓発に努める。
- (2) 市は、連続発生を考慮した地震災害対策本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成する。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊することなどにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定や危険区域調査を早急を実施するとともに、危険な建築物への立入禁止や警戒区域の設定等を行う。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合への対応

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震に関連する情報の発表

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

南海トラフ地震に関連する情報の種類及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある</p>

※南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	<p>下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視領域内でマグニチュード6.8以上^{※1}の地震^{※2}が発生 1カ所以上のひずみ計^{※3}での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界(下図赤枠部)で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震^{※2}が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始
 ※2：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
 ※3：当面、東海地域に設置されたひずみ計を使用
 ※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュードです。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対してもその規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震速報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

2 防災対応

南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の社会的混乱の防止対策及び南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、講じるべき事前の対策を推進する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

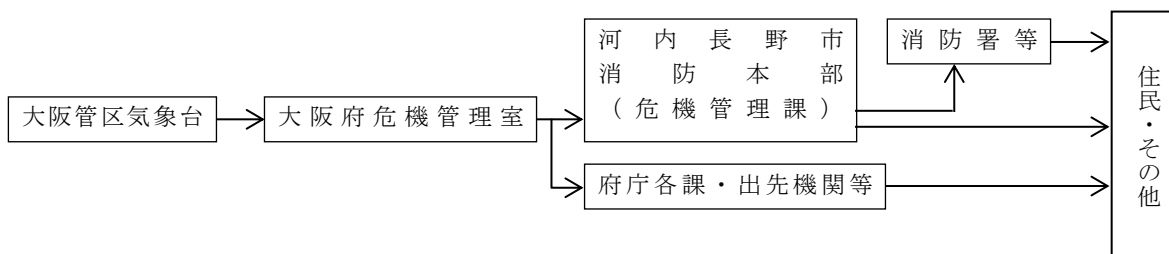
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

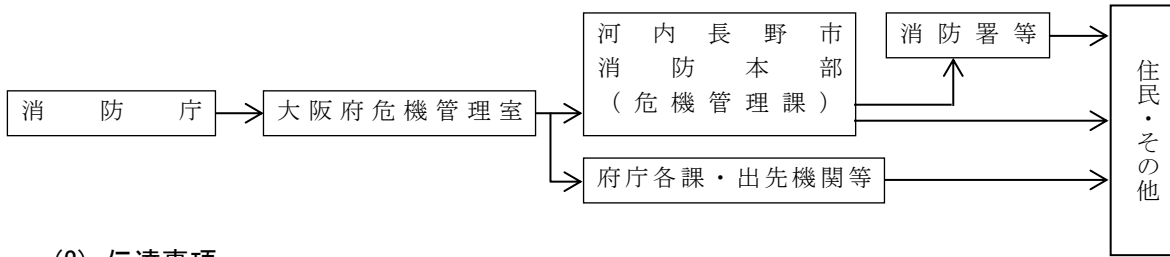
3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

(1) 伝達系統

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



- イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

